

2月15日(水)から開始⁺ スマートフォン・パソコンなどから可能に[/] 保育所等に関する手続きのオンライン申し込み



市ホームページ

保育所等(保育所、認定こども園(2・3号認定)、小規模保育事業、事業所内保育事業)に関する手続きのオンライン申し込みを2月15日(水)から開始します。私立・公立幼稚園や認定こども園(1号認定)などは従来どおりの申し込み方法となります。市ホームページの利用規約、保育所等の利用に係る同意をよく確認のうえ、案内に従い申し込みをお願いします。
 ☎保育幼稚園室 (TEL)6384・1592 (FAX)6384・2105

オンライン申し込みで変わることに

POINT

01 自宅でも外出先でも申し込み可能に

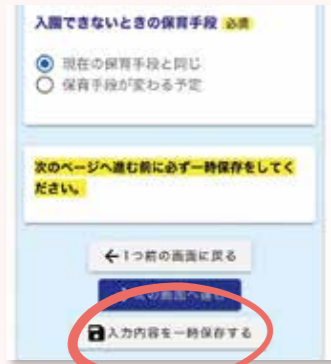
スマートフォンやパソコンから、24時間申し込みが可能になります。入力内容を一時保存することができるので、ちょっとした隙間時間に少しずつ申し込みを進めることも可能です。

インターネット環境がない人などは、保育幼稚園室に設置している入力端末を利用してください。



一時保存の方法

画面の下部にある「入力内容を一時保存する」をクリックすると、それまでに入力した内容が保存されます。一時保存した端末で申し込みフォームに再度アクセスすると、続きから再開することができます。



POINT

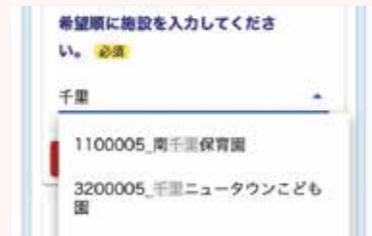
02 回答が必要な項目が分かりやすく

入力された世帯状況や保育事由などの内容に応じて、その後の質問項目を表示します。また、記載例を参照しながら申し込みをすることができます。



園名などの入力も便利に

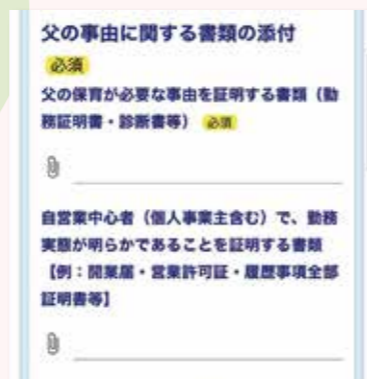
文字を入力すると部分一致する園名を候補一覧として表示します。申し込みがスムーズになるほか、入力間違いを防ぎます。



POINT

03 書類の提出が簡単に

提出書類はPDFなどの書類データでも、スマートフォンなどで撮影した画像データでも提出できます。また回答内容に従って、最後のページに提出書類の添付欄が表示されるので、書類の提出漏れを防ぎます。



対象となる主な手続き

- ◇保育所等の利用申込(令和5年5月入所申し込み分)
保育所等の入園・転園を希望する人
- ◇緊急保育の利用申込
保護者の入院などで一時的に保育が必要になる人
- ◇認定の変更申請
保育を必要とする事由や世帯状況が変わった人
(例 求職活動中だったが仕事が決まった、結婚して家族が増えた など)



このほかの対象となる手続きについては、市ホームページで確認できます。それ以外の保育所等に関する手続きも、随時電子化を進めていきます。

気を付けるポイント

- ◇保育所等の利用申込について、令和5年4月入所申し込みまでは従来どおり紙での申し込み方法となります。すでに令和5年度の申し込みをしている人は、利用調整(入所選考)の結果入所できなかったとしても、年度中は申し込みが有効なので、あらためて申し込みをする必要はありません。
- ◇父母の保育を必要とする事由証明書(勤務証明書や診断書など)の添付は必須となっています。必ず事前に準備をお願いします。
- ◇入所申し込みのフォーム入力にかかる時間の目安は30~60分程度です。世帯状況や申し込み児童の健康状態などにより、所要時間は前後します。

保育所等の利用申込の流れ

- STEP 1 事前準備**
申し込み前に、希望園の見学や必要書類などの準備を済ませましょう
- STEP 2 アクセス・メール登録**
ページ右上の二次元コードから電子申し込みページにアクセスし、メールアドレスを登録すると、申し込みフォームのリンクが載ったメールが届きます
- STEP 3 内容入力・書類添付**
申し込みフォームで、順番に内容を入力して、最後に準備していた書類を添付して送信ボタンを押してください
- STEP 4 完了メールの受信**
申し込みが完了すると、登録したメールアドレスに完了メールが届くので、大切に保管してください。なお、結果は後日封書で送付します

事前の窓口予約でスムーズに

窓口での相談、入力端末の使用を希望する人はLINEの予約サービスを利用してください。予約なしの場合は、長時間待つ場合があります。電話での予約も可。



窓口予約はこちらから

